

電子契約導入に関する事業者向け説明会質疑回答

質問欄	回答欄
仲裁合意書や誓約書は現在のまま、押印して原本を提出することは変わらないという認識でよろしいでしょうか？	仲裁合意書については、電子契約を利用する場合、契約書類と一緒に合意締結する事を考えております。そのため、押印した原本の提出は不要となります。 誓約書については、電子契約・紙契約問わず提出不要とさせていただく予定でございます。
電子帳簿保存法の真実性の確保の要件と検索機能の確保の要件がよく分かりませんでした。推奨と言うことは必ず必要という訳では無い？要件を満たさなかった場合、何か不都合が起きたりするのでしょうか。	電子帳簿保存法における「真実性の確保」および「検索機能の確保」については、原則として法律上求められる要件となります。 説明資料で「推奨」とご案内しているのは、要件への対応自体が任意という意味ではなく、要件を満たすための具体的な対応方法としてご紹介しているものです。 例えば、「真実性の確保」については、訂正・削除の防止に関する事務処理規程を作成・運用する方法や、訂正・削除の履歴が残るシステム等を利用する方法があります。 また、「検索機能の確保」についても、ファイル名の工夫やExcel等による管理台帳の作成など、複数の対応方法があります。 なお、検索機能については、事業者様の売上規模や保存状況等によって、一部または全部の要件が不要となる場合もございます。 これらの保存要件を満たさない場合、税務調査等において指摘を受ける可能性があります。ただし、要件を満たしていないことのみをもって、直ちに電子契約自体が無効になるものではありません。 クラウドサインでは、電子契約書の保存や検索を行うための機能をご用意しておりますが、電子帳簿保存法への対応方法については、各事業者様の状況に応じてご判断いただくこととなります。
電子契約の際の日数について、土日祝は含まずの認識でよろしいか？	ご質問いただきました通り、土日祝は含まずの日数となります。
電子契約の場合、最終的にPDF になるのであれば、契約に関する必要書類はデータで提出の方が良いのか？	契約に関する必要書類についてはメールによるデータ提出をお願いいたします。

落札後での提出の日数が利用申出2日、契約保証5日と有りますが、土日祝日が入った場合を考えるともう少し長くないのでしょうか？宜しくお願いいたします。	書類提出の日数については、すべて土日祝を含まない日数となります。そのため、今回ご提示させていただきました日数でのご提出をお願いいたします。
完全に電子契約になるまでの移行期間の猶予はどれくらいありますか？	完全に電子契約のみとなる事はございません。電子契約は契約締結の手段の一つですので皆様のご都合に応じて従来通りの紙での契約書も今後とも可能となります。